

東京都市大学大学院学則

令和8年4月1日

東京都市大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学院は、前条の措置に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学院は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(構成)

第2条 本大学院に、次の研究科を置く。

総合理工学研究科

環境情報学研究科

情報データ科学研究科

2 各研究科に博士課程を置き、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 第1条を実現するため、人材の養成及び教育研究上の目的を別表のとおり定める。

(3つのポリシー)

第3条の2 本大学院は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

(1) 修了の認定に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項の方針は、別に定める。

(専攻及び課程)

第4条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程名	
総合理工学研究科	機械専攻	博士前期課程	博士後期課程
	電気・化学専攻		
	共同原子力専攻		
	自然科学専攻		
	建築都市デザイン専攻		
	情報専攻		
環境情報学研究科	環境情報学専攻	—	—
	東京都市大学・エディスコワー ン大学国際連携環境融合科学専攻		
	都市生活学専攻		
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻		博士後期課程

- 2 総合理工学研究科共同原子力専攻は、早稲田大学と共同教育課程を編成する専攻とする。
- 3 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻は、エディスコワン大学と国際連携教育課程を編成する専攻とする。

(収容定員)

第5条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻		85	170	10	30
	電気・化学専攻		110	220	12	36
	共同原子力専攻		15	30	4	12
	自然科学専攻		20	40	2	6
	建築都市デザイン専攻		90	180	12	36
	情報専攻		80	160	10	30
	計		400	800	50	150
環境情報学研究科	環境情報学専攻		62	124	6	18
	東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻		5	10	—	—
	都市生活学専攻		18	36	6	18
	計		85	170	12	36
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻		20	40	5	15
合計			505	1,010	67	201

(修業年限及び在学年限)

- 第6条** 修業年限は、博士前期課程にあつては2年とし、博士後期課程にあつては、博士前期課程を修了したのち3年とする。ただし、博士前期課程において優れた業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。また、博士後期課程において優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて3年以上の在学で足りるものとする。
- 2 第32条第2項第2号から第7号までに規定する入学資格により博士後期課程に入学した者の修業年限は3年とする。ただし、在学期間において優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学で足りるものとする。
 - 3 本大学院には、博士前期課程にあつては4年を超えて、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

第2章 教育研究実施組織

(研究科長)

- 第7条** 本大学院に、総合理工学研究科長、環境情報学研究科長及び情報データ科学研究科長を置く。
- 2 各研究科長に関する規程は、別に定める。

(教員)

- 第8条** 本大学院における教員は、本大学に所属する教授、准教授、講師及び助教とする。
- 2 教員の資格基準、資格審査及び教育研究実施組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 研究科委員会及び大学協議会

(研究科委員会)

- 第9条** 本大学院に、総合理工学研究科委員会、環境情報学研究科委員会及び情報データ科学研究科委員会を置く。
- 2 各研究科長は、当該研究科委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 各研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

(大学協議会)

第9条の2 学長の求めに応じ、本大学院の運営に関する重要事項は、東京都市大学学則第12条に定める大学協議会において審議するものとする。

(審議事項)

第10条 研究科委員会は、学長が次に掲げる当該研究科に係わる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程、授業科目及び単位)

第11条 第3条の2に定める修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、体系的に編成した各研究科各専攻の教育課程、授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別研究、特殊研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第11条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本大学院が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(特別の課程)

第11条の3 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 特別の課程の編成に関する事項は、別に定める。

(履修上の要件)

第12条 学生は、博士前期課程にあつては30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 前項の規定において、各専攻で修士論文の提出に代えて特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験を受けなければならない。

3 博士後期課程にあつては24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第12条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修科目)

第13条 学生は、入学の際、履修しようとする主要科目を選定しなければならない。

2 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第14条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類 (教科)
総合理工学研究科	機械専攻	中学校教諭専修免許状 (技術) 高等学校教諭専修免許状 (工業)
	電気・化学専攻	高等学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (工業)
	共同原子力専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	自然科学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科) 高等学校教諭専修免許状 (理科)
	情報専攻	高等学校教諭専修免許状 (情報)

3 教科及び教職に関する科目の履修方法は、別に定める。

(科目の履修届出)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該指導教員の承認を経て、所定の期日までに事務部門に届け出なければならない。

(他の科目の履修)

第16条 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程にあつては、博士前期課程の授業科目のほか、本大学学部 of 授業科目を指定して履修させることができる。

2 他の研究科における授業科目を履修し、修得した単位のうち、指導教員が教育上有益と認めた場合、15単位を超えない範囲で認定することができる。

3 他の大学院(外国の大学院を含む)における授業科目を科目履修し修得した単位のうち、指導教員が教育上有益と認めた場合、前項と合わせて15単位を超えない範囲で認定することができる。

4 指導教員が必要と認めた場合には、博士後期課程にあつては、博士前期課程の授業科目を指定して履修させることができる。

(既修得単位)

第16条の2 指導教員が教育上有益と認めた場合は、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む)の科目において修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む)を、15単位を超えない範囲で認定することが出来る。

2 前項により認定した単位数と前条第2項及び第3項により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第5章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の授与)

第17条 履修した授業科目の単位は、当該授業科目の試験に合格した者に対して、第11条の定めるところによりこれを与える。

(科目試験)

第18条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

(受験資格)

第19条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規程に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績の評価)

第20条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文主題・特定課題研究主題と研究計画)

第21条 学生は、博士前期課程にあつては1年以上在学し、博士後期課程にあつては2年以上在学して、学位論文の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第12条第2項により特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、1年以上在学した上で、特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第6条第1項、第2項のただし書きに規定する該当者にあつては、適宜学位論文又は特定課題研究の主題及びその研究計画を当該指導教員に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書の提出)

第22条 学位論文は、修士の論文若しくは特定課題研究報告書正編1部及び写2部又は博士の論文正編1部及び写4部を作成し、当該指導教員及び研究科長を経て、学長に提出するものとする。

(審査委員会)

第23条 審査委員会は、学位論文・特定課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

2 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教員のほか、博士前期課程にあつては、研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる当該専攻の教員2名以上、博士後期課程にあつては、同3名以上の委員をもって構成する。ただし、委員1名については、必要に応じ他専攻所属の研究指導又は研究指導の補助を担当することのできる教員に代えることができる。

3 審査委員会は、当該学位論文・特定課題研究報告書に係る指導教員が主査となる。

4 主査以外の審査委員会の委員は、研究科委員会の議を経て学長が指名する。

5 博士後期課程にあつては、第2項に定める論文指導教員以外の委員1名については、同項の規定にかかわらず必要に応じ学外者に委嘱することができる。

(学位授与の可否決定)

第24条 学位を授与するか否かの決定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了及び学位の授与)

第25条 博士前期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士前期課程における履修上の要件を充たし、かつ、修士論文又は特定の課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

2 本大学学位規程の定めるところにより授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野)
総合理工学研究科	機械専攻	修士(工学)
	電気・化学専攻	修士(工学)
	共同原子力専攻	修士(工学)※
	自然科学専攻	修士(理学)
	建築都市デザイン専攻	修士(工学)
	情報専攻	修士(工学)

環境情報学研究科	環境情報学専攻	修士（環境情報学）
	東京都市大学・エディスコワー ン大学国際連携環境融合科学専攻	修士（環境学）
	都市生活学専攻	修士（都市生活学）
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻	修士（学術）

※総合理工学研究科共同原子力専攻を修了した者には、修士（理学）の学位を授与する場合がある。

（博士後期課程の修了及び学位の授与）

第26条 博士後期課程は、第6条に規定する修業年限及び第12条に規定する博士後期課程における履修上の要件を充たし、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

2 本大学学位規程の定めるところにより授与する博士の学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位（専攻分野）
総合理工学研究科	機械専攻	博士（工学）
	電気・化学専攻	博士（工学）
	共同原子力専攻	博士（工学）※
	自然科学専攻	博士（理学）
	建築都市デザイン専攻	博士（工学）
	情報専攻	博士（工学）
環境情報学研究科	環境情報学専攻	博士（環境情報学）
	都市生活学専攻	博士（都市生活学）
情報データ科学研究科	情報データ科学専攻	博士（学術）

※総合理工学研究科共同原子力専攻を修了した者には、博士（理学）の学位を授与する場合がある。

3 前項に規定するもののほか、本大学院が適当と認めた場合には、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

（論文提出による学位の授与）

第27条 本大学院博士後期課程を経ない者にも、本大学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。授与する博士の学位は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第7章 学年及び休業

（学年）

第28条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第29条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第30条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本大学の創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ、研究科委員会の議を経て、臨時に前項各号に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第8章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、第29条に規定する前学期又は後学期の始めとする。

(入学資格)

第32条 本大学院の博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
 - (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) その他本大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続)

第33条 入学を志望する者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

第34条 入学者の選抜は、第3条の2に定める入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第35条 入学を許可された者は、所定の期日までに、別に定める入学手続きを完了しなければならない。

2 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(休学)

第36条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、原則として1学期又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して2年を超えることはできない。

3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

4 休学期間は、在学年数に含めない。

(退学)

- 第37条** 病気その他やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出で退学することができる。
- 2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。
 - 3 前項により退学した者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

- 第38条** 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、除籍する。
- (1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者
 - (2) 第6条第3項に定める在学年限に及んでなお修了できない者
- 2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第43条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(再入学)

- 第39条** やむを得ない事由で退学した者が再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。ただし第42条に規定する懲戒により退学した者については、再入学は許可しない。

(転入学)

- 第40条** 他の大学院学生が、本大学院に転学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(授賞)

- 第41条** 学生で人物及び学業が優秀な者には、授賞することがある。

(懲戒)

- 第42条** 学生で本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。
- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
 - 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

- 第43条** 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表に定める。
- 2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。
 - 3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。
 - 4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

(授業料等の減免)

- 第43条の2** 入学金及び授業料は、学力・人物ともに優秀な学生に対し減免することがある。
- 2 入学金及び授業料の減免に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究生及び先行履修生等

(外国人留学生)

- 第44条** 第32条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学院博士前期課程の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の授業及び研究に支障のない範囲内で、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(履修料)

第46条 科目等履修生は、別表に定める入学検定料、入学金及び履修料を納めなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第47条 科目等履修生で、履修した科目の試験に合格した者には、第17条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(研究生)

第48条 修士の学位を授与された者で本大学院において研究を行うことを希望するものがあるときは、学生の指導及び研究に支障のない範囲において、選考の上、博士前期課程の研究生として在学を許可することがある。研究生は、本大学院の指定する教授等の指導を受けるものとする。

2 研究生は、別表に定める入学金及び授業料を納めなければならない。

(特別聴講学生)

第49条 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別聴講学生として本大学院の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については別に定める。

(特別研究生)

第49条の2 本大学院において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議により、当該大学院の学生に特別研究生として本大学院の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については別に定める。

(先行履修生)

第49条の3 大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することができる者を、先行履修生という。

2 先行履修生に関して必要な事項については別に定める。

(規定の準用)

第50条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほかは、一般学生の規定を準用する。

(公開講座)

第50条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項については、別に定める。

第11章 国際連携専攻

(国際連携専攻の特例)

第51条 エディンコーワン大学との協議により、環境情報学研究科東京都市大学・エディンコーワン大学国際連携環境融合科学専攻において、本学則と異なる取扱いをする場合は、エディンコーワン大学と締結する協定書等において、別に定めるものとする。

付 則（令和5年3月23日）

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第2条、第4条、第5条、第14条、第25条、第26条、第11条別表1）、追加（第11章、第51条））。
- 令和6年度の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	博士前期課程	博士後期課程
		定 員	収容定員	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻		145	26
	電気・化学専攻		176	28
	共同原子力専攻		30	12
	自然科学専攻		35	6
	建築都市デザイン専攻		144	28
	情報専攻		146	26
	計		676	126
環境情報学研究科	環境情報学専攻		82	10
	東京都市大学・エディスコワー ン大学国際連携環境融合科学専攻		5	—
	都市生活学専攻		24	10
	計		111	20
合 計			787	146

- 令和7年度の博士後期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合理工学研究科	機械専攻	28
	電気・化学専攻	32
	共同原子力専攻	12
	自然科学専攻	6
	建築都市デザイン専攻	32
	情報専攻	28
	計	138
環境情報学研究科	環境情報学専攻	14
	都市生活学専攻	14
	計	28
合 計		166

付 則（令和5年5月29日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワー
ン大学国際連携環境融合科学専攻博士前期課程については、令和6年度に限り、従前どおりとする（一部変更（第43条別表2））。

付 則（令和6年2月22日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第16条の2、第11条別表1）、追加（第11条の2、第50条の2））。

付 則（令和6年3月26日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する（一部変更（第15条））。

付 則（令和7年2月21日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（追加（第11条の2）、条の枝番号の繰り下げ（第11条の3）、一部変更（第14条、第11条別表1））。

付 則（令和6年5月28日）

- 1 この学則は、令和7年9月21日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第25条、第26条、第11条別表1、第43条別表2、第3条別表5））。
- 2 情報データ科学研究科情報データ科学専攻博士前期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、令和7年度は20名とする。
- 3 情報データ科学研究科情報データ科学専攻博士後期課程の収容定員は、第5条の規定にかかわらず、令和7年度は5名、令和8年度は10名とする。

付 則（令和7年3月12日）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に入学した者については、別表2を従前どおりとする（一部変更（第43条別表2、第46条別表3、第48条別表4））。

付 則（令和8年2月26日）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第11条別表1））。

別表1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第11条）

- | | | | | |
|------|------------|-------|------------------------------|--------------------|
| 1-1 | 総合理工学研究科 | 教育課程表 | | |
| 1-1① | 総合理工学研究科 | 教育課程表 | 博士後期課程 | |
| 1-1② | 総合理工学研究科 | 教育課程表 | 博士前期課程 | 総合教養科目及び総合基礎科目 |
| 1-1③ | 総合理工学研究科 | 教育課程表 | 博士前期課程 | 専門基礎科目及び専門科目 |
| 1-2 | 環境情報学研究科 | 教育課程表 | | |
| 1-2① | 環境情報学研究科 | 教育課程表 | 博士後期課程 | |
| 1-2② | 環境情報学研究科 | 教育課程表 | 環境情報学専攻及び都市生活学専攻 | 博士前期課程
領域及び必修科目 |
| 1-2③ | 環境情報学研究科 | 教育課程表 | 環境情報学専攻及び都市生活学専攻 | 博士前期課程 授業科目 |
| 1-2④ | 環境情報学研究科 | 教育課程表 | 東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻 | 博士前期課程 |
| 1-3 | 情報データ科学研究科 | 教育課程表 | | |
| 1-3① | 情報データ科学研究科 | 教育課程表 | 情報データ科学専攻 | 博士後期課程 |
| 1-3② | 情報データ科学研究科 | 教育課程表 | 情報データ科学専攻 | 博士前期課程 |